

# 事後評価シート

【評価年月】 平成16年8月(注1)  
 【主管課・室】 地球温暖化対策課  
 【評価責任者】 課長 清水 康弘

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 1 - ( 1 ) 地球温暖化対策
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都議定書の6%削減約束を達成し、温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。</li> <li>・ 米国や開発途上国を含む全ての国が参加する共通のルールが構築されるよう、最大限の努力を傾ける。</li> </ul>
予算額	一般会計 788,667千円 特別会計 6,000,050千円 (内、5,100,050千円が地球温暖化対策課の予算額。 環境省分の予算額は、評価の欄を参照。)

## 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	2008年から2012年の温室効果ガスの排出量を、基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。				
指標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H20年度～ 24年度の平均
	13億37百万トン (CO <sub>2</sub> 換算)	13億2百万トン (CO <sub>2</sub> 換算)	13億31百万トン (CO <sub>2</sub> 換算)		11億63百万トン (CO <sub>2</sub> 換算) (暫定値)
達成状況	温室効果ガスの排出量は、2002年度で基準年比7.6%増加しており、我が国における京都議定書の6%削減約束と比較すると、基準年総排出量の約14%分の開きがある。				

(注1) 本年度は、中央環境審議会において、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの審議を進めており、その結果を環境省の事後評価に反映させることが適当であるため、評価年月を平成16年8月とした。

下位目標 1	2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の2%相当分削減する。				
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H20年度～ 24年度の平均
エネルギー起源二酸化炭素の排出量	11億61百万トンCO <sub>2</sub>	11億39百万トンCO <sub>2</sub>	11億74百万トンCO <sub>2</sub>		10億24百万トンCO <sub>2</sub>
達成状況	2002年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、11億7,432万トンであり、これは基準年総排出量と比べて10.2%増加している。 二酸化炭素の排出主体の内訳は、企業・公共部門関連が約79%、家計関連が約21%となっている。				

下位目標 2	2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の0.5%相当分削減する。				
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H20年度～ 24年度の平均
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量	1億36百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)	1億30百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)	1億28百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)		1億33百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)
達成状況	2002年度 of 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量は、1億2,821万トン(CO <sub>2</sub> 換算)であり、基準年総排出量と比べて0.9%相当減少している。現時点では目標数値を下回っている。				

下位目標 3	2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を、1990年比で総排出量の2%相当分程度の増加に抑制する。				
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H20年度～ 24年度の平均
代替フロン等3ガスの排出量	39.3百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)	33.3百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)	28.3百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)		74.5百万トン(CO <sub>2</sub> 換算)
達成状況	2002年度の代替フロン等3ガスの排出量は、2,826万トン(CO <sub>2</sub>				

換算)であり、基準年総排出量と比べて1.7%相当減少している。現時点では目標数値を下回っている。

下位目標 4	2005年中までに全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置する。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H17年度
	8	13	22		47
達成状況	各都道府県の平成16年3月31日現在の都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下、都道府県センター)設置数は22道府県となっており、また、指定予定があるとしている県は12、指定予定不明等としている都県は13となっている。なお、平成14年度の法改正により、NPO法人を指定対象に追加し、平成16年3月31日現在、5府県において指定されている。				

下位目標 5	2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H17年度
	1,869	2,496	3,018		4,000
達成状況	平成15年10月1日現在で、地球温暖化防止活動推進員の登録者数は、3,018名である。				

下位目標 6	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。				
達成状況	<p>京都メカニズム活用連絡会において、15年度には4件のCDM/JI事業について日本政府承認を行った。また、経済産業省と共同で国別登録簿の整備を進めた。CDM/JIの有望な案件を発掘するため、20件の実施可能性調査を実施した。CDM事業の認証機関の育成を図るため、5機関を対象に「CDM認証モデル事業」を実施した。</p> <p>また、途上国等におけるCDM/JI受入体制を整備するため、CDM/JI途上国人材育成支援事業を実施したほか、本省及び(社)海外環境協力センターにおいて、事業者に対する情報提供を行った。</p>				

下位目標 7	京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。				
達成状況	気候変動枠組条約第9回締約国会議等において、京都議定書の早期発効や、				

地球規模の地球温暖化対策の必要性を主張したほか、様々な機会を通じて米国に対して建設的な対応を働きかけるとともに、ロシアに対して議定書の批准を促した。また、インターネット等を通じた途上国に対する温暖化関連情報の提供やアジア太平洋地域セミナーの開催等を行った。

下位目標8	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.9%)を確保する。
達成状況	我が国の森林の吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量3.9%を確保するため、我が国の意見が反映された国際的な吸収量の計上指針(グッドプラクティスガイダンス)がCOP9において報告され、了承された。また、それを受けて、我が国の吸収量の国内検証・報告体制について検討を行った。

### 評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組みである京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。</p> <p>しかし民間の自主的取組に任せるのみでは6%削減約束は達成されないため、国は、地方公共団体、事業者、国民の、それぞれの役割に応じた取組を促す施策を講ずる必要がある。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>2002年度における我が国の温室効果ガス排出量は1990年度比で7.6%上回っている。</p> <p>特に、エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、2002年度で基準年比10.2%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、一層の取組が求められる。一方、非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素、及び代替フロン等3ガスの排出抑制については順調に対策効果が現れている。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>環境省においては、平成15年度から石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下「石油特別会計」という。)を活用して、代エネ・省エネによる効果の高いエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を</p>
-----	---

推進している。平成16年度には、温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業や競争的資金による地球温暖化対策技術開発事業、NGO等の取組を支援するモデル事業等、費用対効果の高い施策を推進する。

なお、平成15年度における、政府の地球温暖化対策関係予算は1兆2,866億円である。この予算には、地球温暖化対策を主目的としない予算であるが地球温暖化対策にも資する予算が含まれている。このうち環境省の予算は1,409億円であり、これには廃棄物対策等の予算も含まれている。

#### 目標に対する総合的な評価

平成16年5月に実施した地球温暖化対策推進大綱の進捗状況の点検では、様々な分野において施策の進展がみられたが、なお一層の取組が必要な施策や、効果が現れるまでに時間を要する施策もあるとされた。

環境省においても、平成15年度より石油特別会計による予算を活用して、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策を開始した。また、国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進のため、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定や地球温暖化防止活動推進員の委嘱を促進するとともに、各種普及啓発事業を展開した。さらに、廃棄物対策等の非エネルギー起源二酸化炭素

・メタン・一酸化二窒素の排出抑制対策や代替フロン等3ガスの排出抑制対策、京都メカニズムの活用に向けた体制整備等、大綱に基づく対策・施策を総合的に推進している。

一方、政府全体の地球温暖化対策については、現在中央環境審議会地球環境部会において、大綱の評価・見直しの議論が進められており、8月に「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ」が公表された。そこでは、現在の大綱の対策・施策が現状のまま推移した場合、その削減効果を固めに評価すると、2010年において京都議定書の6%削減約束を達成するには削減量が不足すると見込まれている。

#### 今後の課題

我が国は、京都議定書を採択した京都会議の議長国として、また今後、途上国も含めた共通ルールの構築に向けて世界をリードしていくためにも、議定書の6%削減約束の達成を確実なものとしていく必要がある。2002年度における我が国の温室効果ガス排出量は1990年度比7.6%上回っており、議定書の約束との間に、吸収源対策も含めて13.6%もの開きがある。

このため、大綱の評価の結果を踏まえ、政府全体として、危機感を持って取り組んで行くことが重要である。

具体的には、横断的な対策・施策として、

透明性の高い評価・見直しの仕組みの整備  
 普及啓発・情報提供の拡充・強化  
 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度  
 自主参加型の国内排出量取引制度  
 温暖化対策税

等の検討・推進が必要と考える。

また、エネルギー供給面、需要面の対策として、  
 再生可能エネルギー、余剰エネルギーの利用の一層の拡大  
 交通需要対策等  
 建築物・機器の省エネ性能の向上  
 コンビニエンスストアなどのエネルギー多消費型の業態における  
 対策  
 住宅・機器の省エネ性能の向上  
 ライフスタイルの変革

等の検討・推進が必要である。

このほか、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制対策の強化、吸収源対策の強化、CDM/JIの活用などの検討・推進が必要である。その際には、規制的手法、経済的手法、補助、融資制度、情報的手法といった政策手段について検討し、大綱における現行対策・施策の実効性を高めると同時に、追加対策・施策を導入する必要がある。さらに、行政が率先的役割を果たすこと、各主体の役割分担を明確化して連携した取組を推進することが重要である。

今後、中央環境審議会をはじめとする関係審議会の審議の結果を踏まえ、政府全体として、大綱の見直しに向けた調整が行われていく予定である。

このため、環境省としても、同審議会での審議の結果を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

また、国際的には、地球温暖化対策の実効性の確保に向け、2012年までの第一約束期間の後も視野に入れ、全ての国が参加する共通ルールの構築を目指し、引き続き各国との政策対話を積極的に進めていく。

### 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	中央環境審議会における審議の結果を踏まえ、現行対策の実効性を高めると同時に、必要な追加対策を導入する。

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 1 - ( 1 ) 地球温暖化対策	
施策共通の主な政策手段等	地球温暖化対策の推進に関する法律 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法） エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用の促進に関する法律	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
国民各界各層による更なる地球温暖化対策防止活動の推進 (下位目標 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地中熱を冷暖房・給湯用の熱源として利用する技術を試験的に利用するため、地中熱採取井戸の掘削、熱交換パイプ施設、ヒートポンプ設備等を整備する地方公共団体等に支援を行った。</li> <li>・ 地球温暖化対策地域協議会が、地域の一般住宅等に対して、電圧調整装置等の省エネ機器を導入する事業に対して支援を行った。</li> <li>・ 国民一人ひとりの生活を見直していく取組の一環として、「環の国暮らし会議」を開催し、国民一人ひとりの自発的な取組を促し、応援するメッセージを発信するとともに、今後更に推進すべき効果的な取組方法について分科会を開催することなどを通じて検討を進め、政府及び国民各層が一丸となったライフスタイルの変革（くらしの行動）につなげた。また、「環の国く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策技術率先利用試験補助事業（地中熱量ヒートポンプシステム試験利用）（100万円）</li> <li>・ 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業（300万円）</li> <li>・ 「環のくらし」推進事業費（148百万円）</li> </ul>

	<p>らし会議」から提案された具体的な事業についても実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種メディアを使用した普及啓発事業を実施する全国73の自治体に対して補助を行い、各地で地域の特色を生かした普及啓発を実施した。</li> <li>・都道府県温暖化防止活動推進センターにおいて各種イベント・セミナー等を開催し、各地域の特性を生かした普及啓発を行った。</li> <li>・都道府県温暖化防止活動推進センターにおいて地球温暖化防止活動推進員等の人材育成支援事業を行った。</li> <li>・地域協議会が行う温暖化対策診断に対し地方公共団体が行う補助事業と地方公共団体が地域協議会の事業として行う温暖化対策診断に対し補助を行った。</li> <li>・地方公共団体が、代エネ・省エネ技術の見学・体験が可能で環境学習や普及啓発の場として活用できるエコハウスを、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの施設として整備する事業に補助を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発事業（300百万円）</li> <li>・都道府県センター普及啓発・広報事業（100百万円）</li> <li>・地球温暖化防止活動推進員等への研修事業（260百万円）</li> <li>・地域協議会対策促進事業</li> <li>・地域協議会代エネ・省エネ診断事業（100百万円）</li> <li>・地方公共団体率先対策補助事業エコハウス整備事業（200百万円）</li> </ul>
代替フロン等3ガスの排出抑制対策 （下位目標3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン回収破壊法に基づき、機器類を廃棄する際の冷媒フロンの回収・破壊を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</li> </ul>
都道府県地球温暖化防止活動推進センター設置の推進 （下位目標4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年10月より、石油特別会計を活用し、センター普及啓発事業、推進員研修事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律</li> <li>・都道府県センター普及啓発・広報事業（100百万円）</li> <li>・地球温暖化防止活動推進員等への研修事業</li> </ul>

		( 2 6 0 百万円 )
京都メカニズムの利用 ( 下位目標 6 )	・ 4 件の C D M / J I 事業について新たに政府承認するとともに、案件の発掘、認証機関の育成、情報提供等を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費 ( 4 9 百万円 )</li> <li>・ 京都メカニズム運営等経費 ( 1 1 1 百万円 )</li> <li>・ C D M / J I、排出量取引の実施に係る支援事業 ( 石油特会 1 , 4 1 0 百万円 )</li> <li>・ エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律</li> <li>・ 財政投融资・地球温暖化対策事業</li> </ul>
温室効果ガス吸収源対策の推進 ( 下位目標 8 )	・ 森林等の吸収源について、吸収源問題に関する検討会の運営、計上手法等の検討・分析調査、吸収量の国内検証・報告体制の検討等を通して、吸収源対策の方針を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査 ( 2 7 百万円 )</li> </ul>